

第2回平取町議会定例会 (開 会 午後2時51分)

議長

それでは只今より、本日の会議を開きたいと思います。只今の出席議員は11名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定によって、4番貝澤議員、5番平村議員を指名します。

日程第2、議案第17号平成24年度平取町一般会計予算、

日程第3、議案第18号平成24年度平取町国民健康保険特別会計予算、

日程第4、議案第19号平成24年度平取町後期高齢者医療特別会計予算、

日程第5、議案第20号平成24年度平取町介護保険特別会計予算、

日程第6、議案第21号平成24年度平取町簡易水道特別会計予算、

日程第7、議案第22号平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、

以上、議案6件を一括して議題とします。平成24年度平取町各会計予算については、予算審査特別委員会に付託して審査をしておりますので、その結果について委員長に報告を求めます。8番櫻井議員。

8番  
櫻井議員

8番櫻井であります。それでは、平成24年度平取町各会計予算審査報告書を読み上げて説明と代えさせていただきます。予算審査特別委員会に付託されました議案第17号から22号までの平成24年度平取町一般、特別各会計の予算の6議案について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。当委員会は、先に提案説明のあった予算の審議にあたり質疑等を通じて疑問点を正しながら予算内容の細部にわたり慎重なる審査を行ってまいりました。平成24年度予算は、総予算規模で前年度当初予算を1.4%上回る内容であります。第5次総合計画と連動する財政シミュレーションとの整合性はびらとり温泉の建設工事が1年先送りになったことや、デイサービス改築工事が当初予算に計上されなかったため、投資的事業においては計画を下回る予算計上となっております。それ以外についてはほぼ整合性が図られた編成となっております。いずれにしても、貴重な財源を有効かつ効果的に活用できるよう編成されたものと判断するところであります。なお、審査の過程において、今後改善を加えるべき指摘要望事項がありますので、以下、その要点を申し上げます。初めに、財源確保についてであります。依然として地方財政は厳しい状況下であり、町税等における自主財源を増加させる要因が見当たらない状況ではありますが、課税客体的確な把握や徴収方法の見直しも含め、徴収率の向上に全力を挙げて努力されることを要望いたします。なお、不納欠損については、事前に可能な限りの対策を十分に講じられ、納税者の公平感を失うことのないよう万全を期されることを強く要望いたします。また、歳入の根幹をなす地方交付税については人口減少や東日本大震災の影響もあり、先行き不透明ではありますが、国の動向を的確に把握し、その確保に最善の努力を払われることを切望します。町債、債務負担行為については、重要性や緊急性、投資的效果等を十分精査され、計

画に基づき、より慎重に活用されるよう配慮願います。収納全般にわたっては、町税等収納促進特別対策要綱を積極的に運用して収納率の向上に努めるとともに、この度の前職員による公金横領の不祥事により、今までにも増して町民からの厳しい目にさらされることが予想されます。二度とこのようなことが起こらぬよう再発防止策を講じ、町政に対する1日も早い信頼回復に努めるよう強く要望いたします。次に、施設の管理委託についてであります。本議会においては、平取町豊糠体験宿泊施設とよぬか山荘が平成24年度から3年間、公の施設に係る指定管理者に指定される旨の議決がされたところであり、また、平取町老人福祉センターは平成24年度末で指定期間が満了となりますが、指定管理者をもって公の施設を管理させることは、民間等におけるノウハウ等を幅広く活用する事ができ、そのことがサービスの向上と経費の節減につながるものと確信するところでありますので、執行に当たってはその趣旨に基づき施設が適切に運営されるよう十分精査を願うものであります。次に、高齢者福祉対策であります。第5期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画が策定され、平成24年4月からスタートします。その基本理念として可能な限り住みなれた地域において継続して住み続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい並びに見守り、配食、買い物等生活支援サービスや、権利擁護のための事業等を有機的かつ一体的に提供していくため、地域包括ケアシステムの整備が掲げられています。高齢者福祉サービスの充実は自治体における大きな課題であることから、高齢者の生活を支えていくため、サービス事業者、行政、地域がこれまで以上に相互連携し、取り組まれることとともに、デイサービス事業における移転改修計画や、認知症高齢者の受け入れ施設であるグループホームの整備については、関係団体や議会協議も十分整えた上で執行されることを要望いたします。また、老人福祉センターについては、平成24年度、宿泊施設を含む外構整備費が計上されていますが、反対討論の2件にあったとおり、宿泊施設の整備や住民説明の方法については、議会においても、また住民の間でも意見が分かれているところであります。従って、実施に当たっては、議会と住民から出された意見を踏まえた上で、事業費、利用客入り込み数、稼働率等の一層の精査を行い、今後においても慎重に検討協議されますよう要望いたします。次に、農林業施策についてであります。基幹産業である農林業の振興を図る上で、平取町農業者会議をはじめとして各種農林業団体と積極的に協議し、担い手の育成などの基本施策について推進されることを望みます。また、有害獣侵入防止柵整備事業については、町負担も大きく、受益者負担もあることから、実施に当たっては国の動向を的確に把握しその財源確保に最善の努力を払われ、慎重かつ適正に執行されることを要望します。次に、過疎対策であります。現状を直視した時に、少子高齢化の進行、また若年層の就業を望めないことは過疎化に一層の拍車をかけるものであります。いかに人口流出を防ぎ、そして定住化を図るかが重要課題であると考えます。新規参入者就農促進対策事業や、ふるさと親子留学制度、地域おこし協力隊事業、町営住宅の計画的な

整備などにより、徐々にではありますが成果があらわれてきていることは喜ばしいことではありますが、さらにこれらの事業の推進に最善の努力を払うことを強く要望します。また、国道237号線振内橋の架け替え事業や貫気別市街地の拡幅事業が1年でも早く事業完了することが、地域活性化へつながるものであり、国・道に対する事業推進要請が積極的に行われるよう要望するものであります。次に学校教育についてであります。新学習指導要領の改訂に伴い、中学校において武道が必修となり、当町においては柔道を選択していますが、外部講師の招聘も含め、可能な限り有資格者による指導を望むものであり、事故やけがにつながるようなことのないよう万全を期して取り組まれるよう要望します。また、学校統合については、平成24年度貫気別中学校が平取中学校へ統合することに伴い、事前の準備段階はもとより、実施段階となる4月以降においても、通学等に係る諸々の課題が出ることも想定されるため、積極的に保護者や地域と協議しながら解決が図られるよう配慮願います。次に、イオル再生及び文化的景観保存事業であります。それぞれの整備計画に基づき、関係団体とも連携を図る中で、文化推進に努められることを要望します。次に、特別会計についてであります。国民健康保険特別会計の国民健康保険税は1世帯当たり、14万1千円程度で予算計上されていますが、今後、所得の確定等に伴い変動等も考えられるところであります。前年度決算状況等を的確に把握する中で、保険税率を精査し、決定されるよう配慮願います。また、各種保健活動を通じて被保険者の健康管理、健康教育等に努め、医療費の削減が図られるよう努力願います。次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。新たな制度に移行することになるため、関係機関からの情報収集を迅速かつ的確に行い、混乱が生じることがないように配慮願います。次に、介護保険特別会計についてであります。高齢者福祉対策で申し上げたとおり、第5期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、一層の質の高い介護サービスが展開されることを期待いたします。次に、簡易水道特別会計です。配水管の老朽化により、昨年度より計画的に布設替えを行っておりますが、今後においても日常における施設の維持管理に努め、良質な生活用水が町民に供給されるよう配慮願います。次に、国民健康保険病院特別会計であります。病院本来の機能を果たすためにも、早期に常駐医師を確保し、常駐医師4名体制で診療に当たられるよう配慮願います。あわせて、院外処方への迅速な移行についても配慮願います。以上、当委員会における指摘要望事項であります。この他にも審査において出された各委員からの意見、要望等がありますので、諸点を尊重され、効果的かつ適正に本予算を執行されますよう期待しまして平成24年度平取町一般・特別会計予算の6議案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上をもちまして予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

只今、予算審査特別委員会委員長より報告がありましたとおり、議案第17号から議案第22号までの平成24年度平取町各会計予算については、原案のと

おり可決すべきものと決定したとの報告であります。質疑を省略します。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、質疑は省略いたします。

日程第2、議案第17号平成24年度平取町一般会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は可決です。反対討論はありませんか。まず原案に反対の発言を許します。8番櫻井議員。

8番  
櫻井議員

8番櫻井です。老人福祉センターの外構工事費と認知症対応型共同生活介護施設整備費に関する予算の計上に対し、反対討論を行います。町長がびらとり温泉改築事業検討委員会等において、衰退していくわが町の現況を憂い、じっと座しているよりも積極的に何かを仕掛けていかなければならないという強い思いも十分に理解いたしております。しかしながら、この温泉の宿泊施設建設が、そのためにどうしても必要だということを私は理解できないのであります。この宿泊施設の建設がどれほど町内の同業者の経営を圧迫するか計り知れません。町理事者が提出された資料によりますと、平取町における年間の宿泊者数は約4800。今回の温泉の48人規模の宿泊施設の稼働率を45%として3550人、町長の言うところの交流人口が仮に爆発的に増え、それに伴い宿泊者数が仮に1000人増えたとしても、あるいは設定料金による差別化を図ったとしても、それでも所詮同じパイ中で客を奪い合う構図に大差はなく、町内の宿泊業者の経営が立ち行かなくなるのは想像に難くないのであります。今、プロの観光開発会社が、そしてホテルが次々と倒産をし、閉鎖している中で本当に宿泊者数の増が見込まれるのでありましようか。大いに疑問であります。これまで地域にしがみつく様に、必死に地域を守り、生き抜いてきた宿泊業者たちを行政が救えないのなら、せめて足を引っ張ることはやめていただきたいと思うのであります。施設ごとに近況報告をし、泊まり客にはお礼の手紙を書き、そうやって必死で客をつなぎとめている業者もいるのであります。今一度、そういった方々のことを頭に浮かべていただきたいと思います。このほか、以前にも委員会の中で質問いたしましたが、温泉施設総体の備品購入費も相当な額になることは十分に予想されますし、現施設の解体費、あるいは施設利用の場合の改修費も明確に示されてはおりません。本当に想定された7億あまりの建設費のほかに、一体どれほどの金が投入されるのか非常に不安であります。また宿泊施設を設けることにより、管理委託業者の負担増による業者の撤退の懸念、そしてそのあとの施設運営、あるいは将来の負担がどうしても危惧されてならないのであります。よって私は今回の平取老人福祉センターの宿泊施設を含む外構工事費3千万を計上することに反対をいたします。次に、認知症対応共同生活介護施設整備費についてであります。山田議員が予算審査特別委員会において説いたように、今回の予算計上のあり方については誰しもが疑問を抱いているはずであります。補助金の3千万の必要性については理解すると

ころではありますが、この施設がグループホーム単体なのか、あるいはデイサービス機能を持ち合わせた複合施設なのか、あるいは場所はどこで民間が経営するのか、福祉法人にお願いをするのか。計画の骨子さえも残念ながら見えぬまま同意するというのは、やはり難しいと私自身は思っております。これからの高齢化社会において、グループホーム建設はむしろ必然と考えており、反対するものではありませんが、建築場所、方法などにおいて私自身異を唱えることも十分にあるかとは思っております。よって、現段階において予算計上することはあまりにも性急で判断材料の乏しいことから、この外構工事3千万の計上には反対をいたします。以上をもちまして、反対討論を終わらせていただきます。

議長

次に、原案に賛成の発言を許します。11番安田議員。

11番  
安田議員

11番安田。それでは私の方から賛成討論を行います。老人福祉センター改築事業について、老人福祉センターについては、町内唯一の温泉として町民の皆さんの交流の施設として、憩いの施設として利用されてきました。しかし、老人福祉センターについては、昭和33年に建設して30年が経過し、老朽化が激しく、これまで一部改修しながら今日に至っております。いつ壊れるかわからない状況の中では、改築についてはやむを得ないものと考えます。また、老人福祉センター改築については、これまで時間をかけて総合計画審議会での協議、町議会での議論を経て、検討委員において約9か月をかけて慎重審議を重ね、住民説明会のたたき台をつくっております。そのたたき台をもとに、各地区における住民説明会を開催し、町民の皆さんの意見を集約した結果、大所高所から宿泊施設を伴った温泉施設の建設方針が決定されたものであります。平取町の人口も毎年減少して、ますます地域経済も疲弊していく中で、平取町の地域資源であります食と文化と豊かな資源の連携により、交流人口の拡大を図り、地域経済の波及効果を出すためには重要な施設でありますので、町の基本的な方針並びに予算措置については妥当と考えますので賛成といたします。

議長

次に原案に反対の発言を許します。5番平村議員。

5番  
平村議員

5番平村です。私は、平成24年度平取町一般会計予算に老人福祉センター改築のため、3款民生費、1目福祉施設費、15節工事請負費に老人福祉センター外構工事費として、3千万円計上していることに対し、反対討論をいたします。この事業の充実に当たって、各地区の住民説明会は当初3地区で計画されていたようですが、自治会からの指摘で各自治会単位で説明会が計画されましたが、実施時期が12月19日から1月18日までの間で、冬期で年末年始にかけての説明会で、9か所の会場に参加された町民の皆さんは、全世帯の6.2%しか参加されていません。こうした参加状況で、住民の意向が十分把握す

ることが出来たのか、疑問でございます。今後、自治基本条例の情報共有の理念からも、十分な説明をし、理解を得て事業を実施を決断すべきだと考えています。この平取温泉改築事業についても、平成24年1月に総合振興計画審議会で協議されていますが、町長への答申に当たって、財政状況と住民の意向を十分把握し、経営についてもさらに検討して、議会とも十分協議の上、整備方針を決定していただきたいとの意見が付されております。このことは重く受けとめなければならないのではないかと思います。今、高齢化社会が進行しており平取町は介護施設整備も遅れており、医療、介護が急がれている中で、宿泊施設を併設した温泉改築を先行することは理解できないとの町民の意見が非常に高いことと、また、経営収支計画についても、宿泊客数、宿泊料金等も民間を圧迫しないため、差別化した宿泊料金で集客できるのかという指摘もございます。今回のボーリングの結果、湯量も1日7トンで掛け流しもできない量で、現在よりも少ない状態であります。温度は13度から14度で、これも現在の温度よりも低いし、効能も塩化ナトリウムで塩分が非常に強く、希薄しないと使用できない。このほか効能も現在より少ないような実態でございます。この温泉層も古い層で湯量も将来安定的に確保できるかという問題を抱えている中で、はたして何億円もかけて建設すべきなのか、これは真剣に調査研究し対処しなければならない案件が新たに出てきております。この点も町民に十分説明する義務があると考えています。以上の観点から、老人福祉センター外構工事の予算については反対をするものであります。

議長

次に原案に賛成の発言を許します。ほかに討論はございませんか。

(討論なしの声)

それでは討論を終了します。採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第2、議案第17号平成24年度平取町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第18号平成24年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第3、議案第18号平成24年度平取町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第19号平成24年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は可決です。反対討論はありま

せんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第19号平成24年度平取町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第20号平成24年度平取町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第20号平成24年度平取町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第21号平成24年度平取町簡易水道特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第21号平成24年度平取町簡易水道特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第22号平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第22号平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第23号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく  
り課長

議案第23号、平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明申し上げます。本件は過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項に基づきまして、主に過疎債の充当、関係補助制度の活用を目的といたしまして平取町過疎地域自立促進市町村計画を変更するものでございます。説明として、2ページめく

っていただきまして、別紙様式1でご説明を申し上げたいと存じます。別紙様式1の比較表でございます。左側が変更前、右側が変更後となっております。本計画は平成22年9月の定例議会で可決をいただいたものの、変更となっております。まず、20ページの変更でございます。区分としては2. 産業の振興、事業名(8) 観光又はレクリエーション、変更前のびらとり温泉改修事業、施設改修でございますが、これをリニューアルを図るものとして、右側下線部、改修を改築といたしまして、施設建替、修理と変更してございます。次に24ページの変更でございます。区分としましては3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進でございます。これは全部事業の追加となっております。右側の項目でございます。24ページ、事業名でございますが(5)の電気通信施設等情報化のための施設、防災行政用無線施設となっております。事業内容は防災無線地上系更新事業、LAN敷設、無停電電源装置、総合行政情報ネットワーク更新整備負担金となっております。事業主体は北海道、これは平取町の負担金ということで計画計上してございます。次のページでございますが、42ページになります。区分、9. 集落の整備で事業名(1) 過疎地域集落再編整備の追加でございます。右側一番下でございますが、分譲宅地提供事業、宅地造成、水道雑排水・道路整備を追加するものでございます。次のページでございます。10. その他地域の自立促進に関し必要な事項といたしまして、これは全部追加するものでございまして、右側の(1) 現況と問題点(2) その対策(3) 計画を新たに追加するものでございます。読み上げさせていただきます。10. その他地域の自立促進に関し必要な事項。(1) 現況と問題点。世界的な景況の変化によって化石エネルギーの相場が高騰し、地域経済への影響は大きいものとなっている。産業および一般家庭においても既存エネルギーに依存しない新エネルギーの導入促進が望まれている。当町には、森林資源をはじめ太陽光や清流などの新エネルギーが豊富にあると言えるが、活用されていない状況にある。また、近年の原油高騰により、特産品のトマト栽培において暖房用の化石燃料の使用が農家の大きな負担となってきている。さらに、一般家庭においても原油高騰の影響は大きく、これまでも低所得者世帯への灯油購入費の支援などを実施してきているが、高止まりした原油価格の影響で、町の景況は依然として低調で推移している。(2) その対策でございます。化石燃料への依存から脱却を目指し、公共施設へ太陽光発電の積極的な導入を図り、一般家庭へも導入しやすい環境を整備する。また、木質バイオマスエネルギーの導入を促進することで、二酸化炭素排出の削減を図り、地球環境の保護に寄与する。さらに、膨大に発生する農業残渣のエネルギー化の研究を進め、新たなエネルギー産業の事業化を検討する。としてございます。(3) 計画で事業名は(1)の太陽光発電施設、事業内容は、太陽光発電等施設整備事業、びらとり温泉の太陽光発電設置。事業主体は平取町となっております。次のページの別紙様式2は、今申し上げました変更に係る事業費の変更もあわせて行っております。まずびらとり温泉の改修事業で



ざいますが、変更前、これは総合計画の後期5か年の策定前の数値と言うことで、修理ということで1億組んでございましたけれども、今回、予算及び総合計画ベースで、24年度3500万、これ修繕も含んでおりますが、25年度6億2069万6千円ということで、逐次事業費を変更する内容になってございます。その下の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進ということで、これは平成24年度の予算に計上いたしました防災無線地上系更新事業ということで、予算額と同額を24年度実施ということで計上してございます。次のページでございますが、分譲宅地の提供事業ということでございまして、これも新年度予算ベースで24年度以降、ご覧のと通りの事業費で計上をさせていただいております。文言的な整理はございませんけれども、その下の新規参入者の促進対策事業、Iターン支援ということでございまして、これも変更前、24年度以降は研修費等への補助だけの計上になっておりましたけれども、これは過疎法の改正によりまして、ソフト事業も対象になると、過疎債の対象なるということで、24年度予算ベース、それ以降も総合計画ベースで計画変更してございます。その下の太陽光発電につきましては、25年度総合計画ベースでびらとり温泉の太陽光発電等施設の3千万ということで、追加計上をさせていただいているところでございます。変更につきましては、同法の第6条第4項に基づきまして、北海道知事との協議が完了したことに伴いまして、議会の議決を経るための審議となつてございますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。3番山田議員。

3番  
山田議員

先ほど一回説明を聞いておったんですけども、今まで新エネルギーということで農業残渣のエネルギー化の研究を進めていくという言葉づかいなんですけども、これ、去年も自分質問して予算も組んでやっていて、なかなか難しいものであるということで、課長の方でお答えされてたのではないかと思うんですけども、今年も計画の中には当然載ってるんでしょうけども、テレビ等を見るとかなり難しい技術が要るし、お金もかかっていくようなものらしいんですけどもその辺に関してまだあきらめずに、こうやって取り組んで進めていくつもりでしょうか、ちょっとその辺だけ確認します。

議長

まちづくり課長。

お答え申し上げます。農業残渣はとりわけトマトの茎葉等の燃料化については3年前ほどから、道の補助金等を活用しながら研究を進めてきたということでございまして、ただ実行に移す場合の農業残渣の初段階での処理ですとか、それからその収集の問題等でなかなかクリアできないところがございましてまだ本格的な実証といったところに至ってないという状況でございます。ただ23

年度につきましても、北海道大学及び旧工業試験場とのコンソーシアムの事業によりまして、3月で実験を終了しましたが、北大での実験を行っているということで、トマト残渣のペレット化なんですけどもペレットだけではなくかなかロリーを賄えないということで、木質との混焼ですとか、そういった実験もしておりまして、北大なりもできれば現地での実証試験等を今後行いたいということも確認してきておりますので、さらにいろんな問題はクリアしなきゃならないところがありますけれども、継続的にやっていきたいという気持ちでおります。

議長

他にございませんか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第23号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第24号、工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

それでは議案第24号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては町道貫気別アブシ線の地すべり対策工事を行うものであり、3月9日に入札を執行いたしました。議会の議決に付すべきという契約及び財産の取得、または処分に関する条例に基づきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。工事名は貫気別アブシ線地すべり対策工事でございます。工事場所は沙流郡平取町字貫気別257番地13であります。工事概要ですが施工延長は76m。切土工の土量は1270m<sup>3</sup>、切土法面工の面積は690m<sup>2</sup>、使用する独立受圧板につきましては65枚、この独立受圧板を法面から約13mのところにあります岩盤へ長さ5mのグランドアンカーを打ち込みまして、そこにセメントミルクを注入し固定して、地すべりを防ぐという工法でございます。請負金額は7129万5千円でございます。請負契約者は、五十嵐・平村経常建設共同企業体、代表者は沙流郡平取町本町44番地、株式会社五十嵐工業代表取締役五十嵐千津雄、構成員は沙流郡平取町本町92番地3、株式会社平村建設代表取締役平村秀でございます。工期は平成24年7月31日でございます。なお、本工事における入札参加者は五十嵐・平村経常建設共同企業体、日新・三和日成経常建設共同企業体、マルタカ・小林経常建設共同企業体の3企業体でございます。落札率は97.7%でございます。なお請負契約者の出資比率は50対50でございます。以上で工事請負契約の締結につきまして、説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願ひいたし

ます。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、議案第24号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第10、意見書案第1号消費税10%への引き上げと社会保障と税の一体改革の中止を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。7番四戸議員。

7番  
四戸議員

7番四戸です。提出しております消費税10%の引き上げと社会保障と税の一体改革の中止を求める意見書案についての私の考え方を述べさせていただきます。皆さんもご承知のとおり、今、国会では消費税のことで盛んに論議されております。野田首相は社会保障と税の一体改革に基づき、消費税法案を月内にも国会に提出しようとしております。1997年に、消費税増税を3%から5%に引き上げ、医療費負担増など総額9兆円の国民負担増でした。また2001年頃には、所得税、住民税の定率減税廃止、配偶者特別控除廃止、年金課税の強化、消費税の免税点引き下げ等、連続的な国民に対する増税が実施されました。家計の所得は減り続けまして、貧困と格差が広がり、その結果日本は長期にわたって国内総生産が伸びない要因にもなっております。消費税増税前の1996年度と2010年を比べると、税収全体は14兆円も減っております。消費税収入は5兆1千億円増える一方で、法人税が8兆5千億円減り、その他の税収も大きく落ち込んだためです。14年間の累計で84兆円の税収減です。野田首相も国会において97年の消費税増税で景気が厳しい状況になったと認めております。そういう考え方のもとで、後は意見書案を朗読して説明とさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。8番櫻井議員。

8番  
櫻井議員

意見書の説明の最後の方に応能負担の原則貫いて確保すべきという文言が入っているんですけどこれは所得が多い人はたくさん払いなさいという、それによって社会保障制度を推移していくという意味でとらえていいんですか。

議長

7番四戸議員。

7番  
四戸議員

7番四戸です。消費税に頼らない、社会保障の充実と財政の、高い施策としては財源をどこに求めるかということは避けて通るわけにはいきません。歳出のむだを省くという点は、与党の中からも出ている話です。応能負担とは社会保障のための財源を国民全体でその力に応じて支えることを言います。国民の暮らしは、今、長引く不況と景気の低迷の中にあります。低所得者ほど、負担割合が高いとされる消費税増税ではなく累進課税の原則に立った税制を改革で財源を確保すべきだと思います。町内のある飲食店、または商店の話を聞きましたときに、年々消費税の納税額が下がっている、ということです。要するに、お客が減ってて売り上げも減っているということです。ここに10%の消費税になれば営業はどうなるのか、私たちは十分考えていかなければならない時です。今の段階で消費税の値上げを行わせてはいけません。議員各位の賛同を求めるものであります。

議長

説明が終わりました。他に質疑ございますか。5番平村議員。

5番  
平村議員

社会保障と税の一体改革で、消費税増税については議論されている最中であり、消費税の増税は家計の負担が増え、大変であることは計り知れません。社会保障制度を持続可能なものにするためには、赤字国債にも限度があり、その財源を消費税に求められています。今後、与野党の合意形成がどうなるのか、流動性の中で、他町の議会の状況を見きわめてやるべきではないかと思えます。平取町が先行してやることではどうかと考えて提出することは反対です。

議長

今のは反対討論だと思いますが、提案者についての質疑ということで伺ったところであります。そういうことでは、他に討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論ではありません。質疑です、すみません。質疑はございませんか。8番櫻井議員。

8番  
櫻井議員

今の四戸議員の説明によりますと、確認なんです、消費税率を10%にするということは将来においても10%にしてはならないという意味で言ったのか、現時点ではいけないということなのか、その辺をはっきりしていただきたい。

議長

7番四戸議員。

7番  
四戸議員

今言った私の考え方としては現時点ということで、これから先にいろいろと国の政策だとか動きも出てくると思いますので今、結局さっき言ったように、大

震災だとかこの不況の中で、この時点では決めるべきではないというふうを考えております。

議長 他に質疑ございますか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。10番千葉議員。

10番千葉議員 10番千葉です。私も最初この意見書案を熟知して読んでみたところ、今現在まだ国会における公務員改革、それから国会議員の定数の問題、それから、社会保障関係や医療福祉の関係の将来の改革の先が見えてない中で、やはり一地方議会の立場でこの意見書案を賛同するというにはまだ私は冷静に見きわめながら判断されていくものと思っておりますので、この意見書案には反対をいたします。

議長 次に賛成の方の討論はございませんか。9番松原議員。

9番松原議員 9番松原です。今この不況に喘いでいる国民生活のいろいろなかたちの中で、やはり消費税を上げるということはいまうまくないと、考えております。その中で、国民生活をいかにですね、きちっとしたかたちで求められて、まだいると思っておりますので、この10%上げるということは、これから我々、今生活している者に対しては、非常に厳しいものとなっていると思っておりますので、この消費税10%に対しては、賛成いたします。

議長 賛成討論がありました。他に反対討論はございますか。先ほどの討論の場ではございませんので。5番平村議員。

5番平村議員 もう一度申し上げます。すいません間違えました。社会保障と税の一体改革で消費税増税について議論されている最中であること、消費税の増税は家計の負担が増え、大変であります。社会保険制度を持続可能なものにするためには、赤字国債にも限度があり、その財源を消費税に求められています。今後、与野党の合意形成がどうなるのか、流動性の中で、他町の議会の状況を見きわめてやるべきではないかと思っております。平取町が先行してやることはどうかと考え、提出することには反対でございます。

議長 次に、賛成の方の発言を許したいと思います。3番山田議員。

3番山田議員 賛成議員として一言申し上げたいと思っております。今、皆さんおっしゃられているとおり、与野党での消費税の問題で議論しているところであります。しかし与野党自体が今半分に分かれ、反対賛成の議論をしている中でございます。それほどやはり不安定な、党内でももめるようなほどの、やっぱり不安定な要素かな

ってという気はしております。当然、国民的な考えを持つとなれば、当然消費税というものが上がる中では、自分たちにもかなり影響を与えるもんだと。自分としては農業をやってる中で、消費税が上がること自体に関しても、また、販売する農協の関係に関しても、当然ながら互いに影響の出るもんだと、自覚しているところであります。そういうことで、国が今、与野党でもめている中で状況がどうであろうと、一町であろうと、当然ながら心配してこういうものを出すということに関しては別にやぶさかではないと考えておりますので、意見とさせていただきます。

議長

他に討論はございますか。これで討論を終了します。それでは採決を行います。日程第10、意見書案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

可否同数です。可否同数の場合は、議長がどちらかに意思を示して決定することになっております。議長の私としては賛成をいたします。従って、原案のとおり日程第10、意見書案第1号については原案のとおり可決といたします。お諮りします。承認第1号、閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において、所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりです。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。以上で議案の審査が終了しました。

本定例会に付されました事件の審議状況を報告します。

議案24件で原案可決24件。意見書案1件で、原案可決1件。承認1件で決定1件以上のとおりとなっております。以上で全日程を終了しましたので、平成24年第2回平取町議会定例会を閉会します。ご苦労様でございました。

(閉会 午後3時54分)

閉会にあたり議長、町長及び定年退職職員より挨拶。

